

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年4月11日 開会

令和7年4月11日 閉会

令和7年4月11日午後1時00分富士宮市農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 17 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 赤 池 信 敏	3 番 桑 原 康
5 番 佐 野 守	6 番 杉 山 弘 子	7 番 竹 川 篤 志
8 番 中 島 由美子	9 番 佐 野 むつみ	10 番 牧 澤 邦 彦
11 番 渡 邊 勝 彦	12 番 佐 藤 文 雄	13 番 荻 真 教
14 番 土 井 一 彦	16 番 富 永 政 則	17 番 篠 原 兼 義
18 番 樋 口 公 孝	19 番 近 藤 千 鶴	

欠席委員

4 番 村 松 義 正 15 番 後 藤 文 隆

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 佐 野 耕 三
4 番 石 川 哲 郎	5 番 佐 野 潔	6 番 小 林 寿 恵
7 番 渡 井 將 文	8 番 加 茂 光 崇	9 番 青 木 秀 道
10 番 有 賀 文 彦	11 番 原 田 徳 行	12 番 清 利 之

欠席委員

13 番 金 田 壮 市

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕紀子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司
会計年度任用職員	大 原 勝		

事務局 保坂次長兼振興係長

皆様、お疲れさまでございます。初めに、産業振興部長より、皆様に御挨拶があります。よろしくをお願いします。

産業振興部長 南條哲朗

皆さんこんにちは。

本年４月１日より、産業振興部長を仰せつかりました南條哲朗と申します。

農業関係でいいますと、今のお米の問題ですとか、耕作放棄地の問題、何よりトランプ大統領の関税問題と、いろいろな課題が多いところがございますが、皆様のお力もいただきながら、農政を進めてまいりたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。本日は貴重なお時間ありがとうございます。

事務局 保坂次長兼振興係長

次に、４月１日に配属になりました、当局の職員について御紹介したいと思います。大原勝職員でございます。以上となります。

副会長、お願いします。

議長 佐野 守副会長（以下同じ）

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。前回は、委嘱状交付式、その後の研修会などを、お疲れさまでございました。

本日から、前半は総会。後半は、農地利用最適化推進会議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、４番、村松義正会長、１５番、後藤文隆委員から、本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日、会長が不在のため、富士宮市農業委員会規則第３条の規定により、職務代理者である私が本日の司会進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより、本日をもって召集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。会期は本日１日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日１日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを、議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、３番、桑原康委員、６番、杉山弘子委員を指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、３番、桑原康委員、６番、杉山弘子委員を指名

いたします。

本日、議事日程は、目次のとおり、報第14号から協第4号です。

初めに、報第14号から報第18号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

事務局です。令和7年2月21日から令和7年3月20日までの受理分について、御報告いたします。

議案の1ページから4ページを御覧ください。朗読します。

報第14号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が、14件提出されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。朗読します。

報第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が、2件提出されました。

続きまして、議案の6ページから7ページを御覧ください。朗読します。

報第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の8ページから9ページを御覧ください。朗読します。

報第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の10ページから12ページを御覧ください。朗読します。

報第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするためその農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出が受理されました。

報告は、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第14号から報第18号まで報告済みとします。

議第15号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

議第15号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は外神で、アリエ富士宮物流倉庫の北に位置する農地です。

受人は、青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は、申請地の北側に農地を所有し営農しておりますが、道と接していないため通作に不便であることから、申請地を購入したいため申請となったものです。

受人は、水稻、トウモロコシ、落花生などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1万870.31平方メートルで、稼働人員は3名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は外神で、外神陽光園の南に位置する農地です。

受人は宮原にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。

受人は、申請地の西側を既に所有し営農していますが、隣接する農地である当該申請地を経営規模拡大を目的として、取得したいため申請を行うものです。

受人は、サツマイモ、落花生などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は7,157.68平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は上条で、潤井川の近くに位置する農地となります。

受人は、錦町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。

受人は、新規就農となりますが、幼少の頃から野菜を育てていた経験もあるところ、水稻について自分で農地を借りて、実際に栽培をしたいと思い申請に至ったものであります。

受人は、水稻を栽培する計画ですが、水稻栽培技術は取得されているとのこと。受人の許可

後耕作面積は1, 507平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第4項から第6項は、同一受人の申請となりますので、まとめて説明いたします。
別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は下条で、妙蓮寺の西に位置する農地です。

受人は、伊豆の国市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。

受人は、現在伊豆の国市に居住していますが、富士宮市にある申請地近隣の祖母宅へ居住先を移す予定であり、新規就農となりますが現在山梨県でイチゴ栽培の研修を1年の予定で受けており、栽培技術を習得しております。また、令和7年中に市内青木で、6か月の研修予定となっております。

受人は申請地にビニールハウスを建てて、イチゴを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は3, 966平方メートルとなり、稼働人員は3名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は上井出で、白糸の滝の北東に位置する農地です。

受人は、富士市川成島にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、富士市に居住していますが、既に富士宮市の近隣で営農しており、規模拡大をたく、不動産屋に相談したところ、申請地を仲介され、申請に至ったものです。

受人は、申請地でジャガイモなど露地野菜を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は3, 366平方メートルとなり、稼働人員は5名です。

第8項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は半野で、熊久保集会所の東に位置する農地です。

受人は、半野にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、申請地のすぐ西側に居住しており、また申請地の北、西、南は申請人が営農する農地となっております。申請地は周りと一体の形状となっているため、一体で利用したく申請に至ったものです。

受人は水稻やジャガイモ、キャベツ等を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、8, 441.47平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

第9項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は内房で、橋上集会場の南西及び南に位置する農地です。

受人は、富士市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、現在内房で令和6年中に農地を取得し、耕作をしている実績があります。この度、当該申請地を経営規模拡大を目的として申請を行うものです。

受人は、サツマイモ、クリ、ウメなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は3, 687平方メートルで、稼働人員は6名です。

以上、説明となります。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項から6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

14番。

14番 土井一彦委員

それでは、御説明します。3項につきまして、4月の10日、10時半に受人とJA農地相談員、あと事務局と自分と行って説明を受けました。

本人は経験があるということで、労働力も確保され、技術的にも経験があるということで、申請のとおり問題ないかと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、4項、5項、6項も、昨日行ってまいりまして、説明を受けてまいりました。

4項、5項、6項ということで、まとめてあるんですけど、受人は、イチゴを栽培したいということで、今事務局の説明にもあったとおり、山梨県で実習して、また青木のイチゴ農家で研修するという報告を受けましたので、申請書のとおり問題がないということで御審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第15号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を、議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

事務局です。議案の16ページを御覧ください。朗読します。

議第16号農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりとです。

申請人が売買により権利移転し、資材置場に転用しようとするものです。

申請人は、個人事業主として左官業を営んでおりますが、資材置場を保有しておらず、これまで事業で使用する資材は、知人宅の物置や軽トラックの荷台に置いて保管しており、不便が多く困窮していることから転用しようとするものです。

申請地は、生産性の低い第2種農地に該当し、代替地について検討を行っておりますが、ありませんでした。

周囲は東側を通路、南側を境内地、西側と北側を宅地に接しており、周囲に農地がなく、雨水は自然浸透とし、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応いたします。資金については自己資金により確保されており、許可後すぐに着工する計画となります。

第2項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。申請人は現在、実家を間借りして居住しておりますが、家族が増え、現在の住居では手狭となっていたところ、本家から土地を借りられることとなったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は、生産性の低い第2種農地に該当し、代替地について検討を行っておりますが、ありませんでした。東と南を農地、西側を公衆用道路、北側を宅地に囲まれており、合併浄化槽を設置するとともに、隣地との間には見切工及びフェンスを設置する計画で、農地への影響は軽微であると考えられます。万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応いたします。資金については借入を予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。

申請人が売買により権利移転し、駐車場に転用しようとするものです。申請人はプラント工事を請け負っており、工場敷地内に従業員、営業用、来客用の車両を駐車しておりますが、今般、工場及び事務所を増築するため、工場敷地内に駐車場を確保することができず、申請地を駐車場として転用しようとするものです。

申請地については、生産性の低い第2種農地に該当し、代替地について検討を行っておりますがありませんでした。周囲は南北と西を宅地に接し、東を道路に接しており、周囲に農地はございません。雨水は自然浸透を行い、見切工を設置する計画です。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。資金は自己資金にて確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人は、使用貸借により権利設定し、堆肥乾燥置場として転用しようとするものです。申請人は、使用貸人が経営する法人となり、酪農業を営んでおりますが、現在家畜の糞尿処理を既設の堆肥置場で処理しておるものの慢性的に置場が不足しているため増設を検討しており、このたび、牛舎横の休耕地に自動集積、排出できる集積乾燥場の施設を導入したく、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農用地、いわゆる青地に該当し、原則として転用許可できませんが、農用地利用計画において指定された用途、農業用施設用地に供するため、転用する場合は例外的に許可の対象となります。

申請地は隣接する牛舎を建設する際に、既に農業用施設用地として用途が指定されており、農振法上の手続はなく、転用目的も家畜糞尿処理施設であり、農業用施設としての利用のため許可相当と考えております。申請地の西を通路、南北を農業用施設用地、東を畑に接しており、万が一被害が発生した場合は、自己責任で対応します。資金については、初期費用不要のリース契約にて実施し、許可後すぐに着工する計画となります。

報告は、以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち4項について、担当委員の調査報告をお願いします。

1番。

1番 脇坂英治委員

ただいま審議中の4項の調査報告をします。

4月8日火曜日、13時45分から現地にて、中島委員、牧澤委員、自分と申請者本人と申請者代理人と事務局の計6名で、お話を聞きました。

今、事務局の説明のとおり、現在堆肥の処理はしているんですけども、重機等で行っていて、後継者から自分がこんなことができないので、何とかしろというようなことが言われて、畜産技術試験研究所で今回入れるものを研究というか1回試験というかやって、比較的良好な結果が出てるということで、それを取り入れたいということでした。今事務局の説明とおり、問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

19番。

19番 近藤千鶴委員

どうやら法的とかいろいろ問題がないということは、よく理解できました。それでこの周辺を見ますと、少し民家もあつたりするんですけども、これは性質上、臭いとかそういうものというも

のは、御近所に御迷惑にならないようにできてるんでしょうか、その辺のところちょっと。11ページの4項のところのこのことですけども。その辺のところはいかがなのでしょう。

議長

事務局。

事務局 池田主査

周辺には、その申請者、申請法人が所有している土地になりまして、基本的には周囲に迷惑がかからないような状況となっていると思います。

19番 近藤千鶴委員

周りが臭っちゃうと、どうかなと。

議長

よろしいですね。

19番 近藤千鶴委員

大丈夫です。

議長

17番。

17番 篠原兼義委員

2項のことで、ちょっとお伺いしたいんですが。これは分家住宅をしますよということで、2筆あるんですよね。それで9ページの5条申請の2項が2つあるんだけど、分家住宅でこんな離れてる、分家のほうは何を作るの。1枚は分かるんだけど、小さい31平方メートルというのが、これは距離的に地図だから分からないんだけどね。

議長

事務局。

事務局 池田主査

筆が2筆ありまして、■■■■、145平方メートル。■■■■、30平方メートルと、2筆になっております。この真ん中に宅地がございまして、ここと一体で転用するような形になります。

この30平方メートルのところは、道路に接する部分になりまして、こちらを合わせて通路敷も含めて、転用するようなイメージになります。

17番 篠原兼義委員

今の話でいきますと、■■■■と■■■■の間のこの建物は。

事務局 池田主査

これは■■■■という、もう既に登記地目も現況も宅地という、通常の宅地。

17番 篠原兼義委員

宅地。建物が建ってるもんで。

事務局 池田主査

そうです。

17番 篠原兼義委員

それを潰すわけ。

事務局 池田主査

ここは潰して、やる形になります。

17番 篠原兼義委員

実態の住宅地になるわけ。

事務局 池田主査

そうですね、実態の住宅地で分家住宅になります。

17番 篠原兼義委員

なるほど。離れたもので、ちょっと分からなかったです。

議長

よろしいですか。

17番 篠原兼義委員

分かりました。

議長

ほかに。

〔挙手なし〕

議長

ないようですので、それでは、農業委員による採決を行います。

議第16号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第17号「非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の18ページを御覧ください。朗読します。

議第17号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は12ページを御覧ください。

申請地は大岩で、佐野紙業の西に位置する農地です。

線引き前から申請地上に建築物が建築されており、10年以上前から長期間宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。倉庫の敷地として、現状使用されており、都市計画法上の許可も線引き宅地として、問題はありません。

第2項及び別冊航空写真は13ページを御覧ください。

申請地は原で、白糸小学校の南西に位置する農地です。

線引き前から申請地上に住宅等建築物が複数建築されており、10年以上前からの長期間宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。住宅や倉庫等の敷地として使用されており都市計画法上の許可も問題はありません。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は14ページを御覧ください。

申請地は内房で、本成寺の東に位置する農地です。

線引き前から申請地を含めて、一体の土地に物置等、建築物が建築されており、10年以上前からの長期間宅地化していることが確認できます。農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。物置の敷地として使用されており、都市計画法上の許可も線引き前宅地として問題はありません。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

11番。

11番 渡邊勝彦委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

令和7年4月9日、申請人と農業委員会事務局2人と推進委員、私、計4人で、現地で話を聞きました。

申請地は線引き前から、宅地として使用し、今日に至っています。

耕作以外の目的にしたのは、昭和44年からとなります。現在まで手続をしなかった理由は、令和3年に父から相続し、相続人と父も農地法についてよく知らなかったため、現在まで手続をしなかったとのことです。

今回手続が必要なことが分かり、申請するものであります。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長

9番。

9 番 佐野むつみ委員

9 番、佐野です。ただいま審議中の第 2 項の調査結果について報告します。

4 月 9 日午前 10 時 15 分頃より、申請人、農業委員 2 名、事務局 2 名の 5 名で現地調査、聞き取りを行いました。

申請地は、申請人の祖父の代からの住宅また物置として使っており、建物は線引き前に建てられており、都市計画法でも許認可されております。事務局の説明どおり、問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

19 番。

19 番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の第 3 項の調査結果について、報告いたします。

4 月 9 日申請者代理人の行政書士と事務局 2 人と農業委員の佐藤氏、私と現地で会い、お話を聞きました。

現地は隣接地を平成 14 年に宅地に変更した際、申請地も宅地として利用していたのに手続未了でした。農地法所定の手続をしなかった理由として、法の無知が挙げられました。

都市計画課において、都市計画もクリアしているため、事務局の説明どおり問題はないと判断しましたが、タイヤやコンクリート片、雑草などがそのままの状態であり、申請人として社会通念上の倫理に欠けたところを指摘させていただきました。

この土地は、申請人のものであり、タイヤなど放置しているのではなく、置いてあるということで、代理人としても申請人に言えないとのことでしたが、代理人の方も申請人に対するしっかりと御指導していただきたいと思うところがございます。今後も現地を調査し続けていきたいと思っています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第 17 号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第１７号は、原案のとおり処理することに決定しました。

協第４号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を、協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第４号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和７年４月１０日付、富農第８１号で農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

議案「農用地利用集積等促進計画に関する意見について」を３枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第１項を御覧ください。

第１項から順に説明をいたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権の設定です。

野菜を栽培し、設定期間は１０年で、再設定になります。移転後経営面積は１２万９，３５９．８２平方メートルになります。

第２項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は１０年で、再設定になります。移転後経営面積は１万５，２５０平方メートルになります。

第３項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、賃借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は１０年で、新規になります。移転後経営面積は３，７０３平方メートルになります。

第４項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権の設定です。

野菜を栽培し、設定期間は１０年で、再設定になります。移転後経営面積は１万８，５４３平方メートルになります。

第５項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、賃借権設定です。

花木を栽培し、設定期間は１０年で、再設定になります。移転後経営面積は７万７，４２４．５８平方メートルになります。

第６項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は5万2,862.57平方メートルになります。

第7項から第9項までは、同一受人による案件のため、まとめて説明します。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で、再設定になります。移転後経営面積は1万7,028平方メートルになります。

第10項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

果樹を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は1万213平方メートルになります。

第11項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

茶を栽培し、設定期間は10年で、再設定になります。移転後経営面積は3,366平方メートルになります。

第12項から第15項までは、同一受人による案件のため、まとめて説明します。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で、再設定になります。移転後経営面積は3万6,975.71平方メートルになります。

第16項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

茶を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。設定面積は4,601平方メートルと記載されておりますが、次のページの配分のみの第1項と同じ受人であり、合計すると、移転後経営面積が1万84平方メートルとなります。

続きまして、農地中間管理事業に関わる農用地利用集積等促進計画(配分のみ)についてを御覧ください。

こちらは配分のみの計画となります。

中間管理機構に貸付けされましたが、その後解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものとなります。

第1項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

茶を栽培し、設定期間は5年4か月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特

に問題は見受けられませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。協第４号は、原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第４号は、原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として「農地改良届出書の受理状況」を、事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。「農地改良届出書の受理状況」について、説明いたします。

本日配付いたしました、農地改良届出書についての受理状況及び航空写真を御覧ください。

農地改良届出書の完了報告の提出がございました。

第１項ですが、令和７年３月１７日受付にて、農地改良完了届出書が提出されました。

農地改良届出は、令和６年１１月１日受付で、提出されたもので、岩や石が混じり、耕作不適であるため、農地改良を行なったものです。

周辺への土の流出を防ぐための見切工など被害防除措置がなされ、平坦な畑地に改良されていることを確認しております。

説明は、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、５月１３日を予定しております。

以上をもちまして、令和７年４月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 1 時 4 2 分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

職務代理者副会長

会議録署名人

3 番

会議録署名人

6 番